

奈良町にぎわいの家、登録有形文化財に！

11月18日(金)に、国の文化審議会において、登録の旨の答申をいただきました。
以下、各紙に発表された記事を紹介します。

2016年(平成28年)11月19日(土)



登録有形文化財となる「奈良町にぎわいの家」
—奈良市教委提供

「にぎわいの家」文化財に
大正期の町家 国の文化審議会が答申
国の文化審議会「奈良町にぎわいの家」
会は18日、奈良(同市中新屋町)とし
市の交流施設として活用されている大正

(8)は「町家には自然と共生する日本人の」と共に生きる日本人の「和田明美、草木成書」



「奈良町にぎわいの家」 国登録文化財に

18日の国の文化審議会答申で、奈良市中新屋町の「奈良町にぎわいの家」が、国の登録有形文化財と

なる見直しになった。登録されるのは1917(大正6)年に骨董商の住宅として建てられた木造2階建ての主屋や待合など四つの建物。奈良市が買い入れて改修し、昨春、奈良町にぎわいの家としてオープンした。公開して昔の暮らしを伝え、伝統文化に関わる講座、展示、演奏会などを催している。
にぎわいの家(0742・20・1917)は入館無料。水曜定休。20日まで生け花展を開いている。
登録有形文化財(建造物)は県内では58カ所、50件になる。
文化審議会では、筆墨口環(高取町)のほか、約1万5千平方メートルが記録になっている与染古墳群(高取町)の3061平方メートルも追加指定が答申された。
(兼田優)

毎日新聞

朝日新聞

2016年(平成28年)11月19日 奈良新聞

奈良町にぎわいの家 登録有形文化財指定を 大正に建築、独特の構え



奈良町にぎわいの家主屋—奈良市教育委員会提供

国の文化審議会(馬淵明子会長)は18日、奈良市中新屋町の「奈良町にぎわいの家」を登録有形文化財(建造物)

に指定するよう文部科学大臣に答申した。県内の登録有形文化財は58カ所250件になる。
奈良町にぎわいの家は奈良町の中心部に位置する町家で、大正時代に骨董(こどう)



商の住宅として建築、主屋や離れなど4棟の建物が答申を受けた。大正6年に建てられた主屋(203平方メートル)は道路に面した部分に店舗、奥に別棟の座敷を配置した表屋造り。北側全面の庭を眺望できるようになっていて、奈良町の町家として独特の構えを持つ。
西側にある大正2年建築の離れ(49平方メートル)と同6年建築の待合(2・8平方メートル)のほか、江戸時代後期に建てられた蔵(26平方メートル)も指定を受ける。
平成25年に奈良市が建物を購入し、27年4月に「奈良町にぎわいの家」としてオープン。指定管理者の奈良町にぎわいの家管理共同体が運営し、奈良町の生活文化の発信や交流を目的としたイベントなどを開いている。
同共同体の藤野正文事務局長は「大切な町家であり、指定を機会に多くの人に訪れてほしい」としている。